

令和4年4月以降の 低入札価格調査基準（調査基準価格）等について

建設工事の一般競争入札について、**低入札価格調査基準（調査基準価格）**及び**失格基準**を**改定**します。

令和4年4月1日以降に公告するものから適用します。

（令和4年3月31日までに公告したものは、4月1日以降に入札を実施するものであっても、従来の基準を適用）

1 低入札価格調査基準の改定

一般管理費等：「設計金額の55%」から「68%」に引き上げます。

- 低入札価格調査基準（調査基準価格）は、下記の合計額（万円未満の端数は切捨て）
- 設定する範囲は、7.5/10以上9.2/10以下の範囲内

現 行	改 定 後
①建築工事(下の②)以外（土木一式工事等）	
設計金額における直接工事費の97%	→ 変更なし
〃 共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃 現場管理費の90%	→ 変更なし
〃 一般管理費等の 55%	→ 68%
②建築工事	
設計金額における(直接工事費の90%)×97%	→ 変更なし
〃 共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃 (直接工事費の10%+現場管理費)×90%	→ 変更なし
〃 一般管理費等の 55%	→ 68%

2 失格基準の改定

一般管理費等：「設計金額の55%」から「68%」に引き上げます。

直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×90% 一般管理費×**68%**